

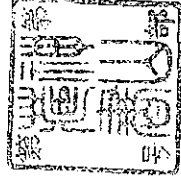
都市計畫及國土計畫

—その構想と技術—

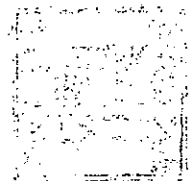
内務省都市計畫東京地方委員會

技師 工學士

石川 榮耀 著



工葉圖書株式會社版



第2部 都市計畫の法財政及計畫準備

その1. 都市計畫の法制

都市計畫法の明細についてのべる事は著者の適任でない、此等については飯沼一省氏等の著書で識られたい。

ここには都市計畫法の概要を表示するに止める。

- 1. 都市計畫法制史 (年表前出)
- 2. 日本内地都市計畫關係法撰
 - 都市計畫法
 - 同 施行令
 - 都市計畫委員會官制
 - 市街地建築物法
 - 同 施行令
 - 同 施行規則
 - 同 施行細則 (各府縣)
 - 耕地整理法 (區劃整理)

- 土地收用法
- 地 租 法
- 道 路 法
- 街路構造令
- 河 川 法
- 軌 道 法
- 地方鐵道法
- 工 場 法
- 電氣事業法

3. 同上主要法律の構造及法例

1) 都市計畫法

その1. 都市計畫の法制

- 都市計畫の定義 (1)
- 都市計畫法適用都市の決定 (2)
- 都市計畫關係機關

- 立 案 (2) (3)
- 審 議 (3)
- 決 定 (3) (4)
- 執 行 (5)

財 源

- 費用負擔者 (6) (7)
- 特別税の賦課 (8)
- 同 補助 (9)

私權の制限

- 使用制限 (10) (11) (建築法)
- (12) (15) (區劃整理)
- 所有制限 (16) (17) - (22)

制 裁

- 制 裁 (23) (24)
 - 訴 願 (25) (26)
- (備考。此の法律構造は全く著者の私見)

都市計畫法 (大正8年4月5日法律第36號)

改正 (い) 大正12年3月29日法律第27號, (ろ) 大正16年3月30日法律第38號, (は) 昭和6年3月30日法律第15號, (こ) 昭和6年3月31日法律第30號, (け) 昭和8年3月29日法律第22號, (へ) 昭和9年12月12日法律第54號, (と) 昭和15年3月30日法律第76號

第1條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通, 衛生, 保安, 防犯, 經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲メノ重要施設ノ計畫ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ互リ施行スヘキモノヲ謂フ (と)

第2條 都市計畫區域ハ市又ハ市街ノ町村ノ區域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス

2. 主務大臣必稟ト認ムルトキハ關係市町村及都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ前項ノ區域ニ指ラズ都市計畫區域ヲ決定スルコトヲ得 (ほ)

第3條 都市計畫, 都市計畫事業及毎年度執行スヘキ都市計畫事業ハ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第4條 都市計畫委員會ノ組織, 権限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第5條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ行政廳之ヲ執行ス

2. 主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政權ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニヨリ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第6條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ施行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ施行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

2. 主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ依リシテ利益ヲ受ケル者ヲシテ其ノ受ケル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第7條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第8條 公共團體ハ第4條又ハ第6條ノ費用ニ充ツルタメ左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ前條費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市が營業稅雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

1. 地租割 地租百分ノ9以内 (ロ)
2. 營業收益稅割 營業收益稅百分ノ22以内 (イ、ロ)
3. 營業稅、雜種稅又ハ家屋稅、各附屬稅十分ノ4以内
4. 特別地稅、貨價價格十分ノ3.4以内 (ろ、に)
5. 其他勅令ヲ以テ定ムルモノ

2. 營業收益稅割ノ賦課ニ就テハ營業收益稅法第10條第2項ノ規定ニ依リ資本利子税額ノ除クテ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス (ろ)

3. 特別地稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畑ノ貨價價額ニ對スル比率ヲ超ニルコトヲ得ス (ろ、に)

4. 公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第4條又ハ第6條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第9條 都市計畫區域内ニ在リテ公共用ニ供セサルモノハ第6條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルヲ得

第10條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依リ地稅又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲スルトキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

2. 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依リ地稅及地區ノ外土地ノ狀況ニヨリ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノタメ特ニ地區ノ指定スルコトヲ得

第11條 第16條第1項ノ土地ノ區域内又ハ前條第2項ノ規定ニ依リ指定スル地區内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第11條ノ2. 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル公共團體地若ハ政廳ノ區域内又ハ都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ノ區域内ニ於ケル建築物ニ關スル制限ニシ

テ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (と)

第12條 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲メ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

2. 前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第13條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後1年内ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム但シ災害其ノ他特別ノ事情ニ依リ特ニ急務ヲ要スル場合ニ於テハ認可後1年内ト雖モ之ヲ施行セシムルコトヲ得 (へ)

2. 前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第14條 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第15條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ貨價價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム (に)

第15條ノ2. 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第48條ノ規定ニ拘ラズ建築物アル宅地其地土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得 (と)

第15條ノ3. 土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河、公園、其他ノ公共ノ用ニ供セベキモノト爲リタル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ公共團體ノ所有地ニ之ヲ編入ス (と)

第16條 道路、廣場、河川、港灣、公園跡地其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ取用又ハ使用スルコトヲ得

2. 前項ノ土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニヨリ之ヲ取用又ハ使用スルコトヲ得

第17條 土地區劃整理ノ爲メ又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依リ建築物ノ整理ノタメ必要ナルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ取用スルコトヲ得

第18條 前二條ノ規定ニ依リ取用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

第18條ノ2. 前項ノ規定ニ依リ土地收用法ヲ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第19條 第16條又ハ第17條ノ規定ニ因リ取用又ハ使用ニ付テハ第8條ノ規定ニ依リ都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依リ事業ノ認定ト看做ス

第20條 土地收用法第22條第1項ノ協議圖ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

2. 前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

3. 前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第21條 第9條ノ規定ニヨリ下付ヲ受ケタル土地及第16條第2項ノ規定ニヨリ取用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第22條 都市計畫事業ニ依リ生ジタル建築物ノ管理ニツキ特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第23條 行政施行法第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテナシマシムル命令ニ依リ行フベキ作爲又ハ不作爲ヲ行政權ガ強弱ニ依リテ決定スル場合ニ依リテ適用ス

第24條 本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リテ私人ノ義務ニ屬スル負擔金共ノ他ノ費用ハ行政機關納納處分ノ例ニ依リテ之ヲ徵收スルコトヲ得

2. 前項ノ規定ニ依リテ徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徴送付及時効ニ付テハ行政權ノ統轄スル公同團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第25條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政權ノ爲シタル處分ニ不服アルモノハ訴願スルコトヲ得

2. 本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第26條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政權ノナシタル遺法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

第27條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正8年勅令第481號ヲ以テ) (大正9年1月1日ヨリ施行)

第28條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正7年法律第36號並ニ之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第29條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用文ハ準用ヲ受ケル市ハ第2條ノ規定ニ因リ指定セラレタルモノト看做ス

第30條 東京市區改正條例又ハ大正7年法律第36號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ會議シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫事業ト看做ス

第31條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正7年法律第36號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニヨリ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ基テザル限リ本法ニヨリ爲シタル處分ト看做ス

第32條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用文ハ準用ニヨリ行政權ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第1條第2項乃至第4項ハ仍其効力ヲ有ス

第33條 東京市區改正條例又ハ大正7年法律第36號、大正7年勅令第184號ニ依リテ下附ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下附ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限リニアラス

2. 前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得

3. 第一項ノ河岸地ノ下附ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却認與スルコトヲ得但シ已ムラフ得ザル場合ニ於テテ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ

アラズ

附 則 (い) 本法ハ大正12年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (ろ) 1. 本法ハ大正15年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業取寄稅額ニ關スル改正規定ハ大正16年度分ヨリ之ヲ適用ス

2. 營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セラレタル營業稅額ハ大正16年度分國稅營業稅額ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

附 則 (は) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和6年勅令第188號ヲ以テ昭和6年8月1日ヨリ施行)

附 則 (に) 1. 本法ハ昭和6年4月1日ヨリ之ヲ施行ス但シ第8條ノ改正規定ハ昭和6年度分ヨリ之ヲ適用ス

2. 昭和6年度分ニ付テハ第8條ノ改正規定中百分ノ9トアルハ百分ノ8、千分ノ84トアルハ千分ノ82トス

3. 昭和6年度分ノ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地租ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ特別地租ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別地租ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地價ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ

附 則 (ほ) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和8年勅令第88號ヲ以テ昭和8年5月10日ヨリ施行)

附 則 (と) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和15年勅令第988號ヲ以テ昭和15年12月27日ヨリ施行)

2) 市街地建築物法

- 地 域 (1) (6)
- 建 築 線 (7) (10)
- 高 度、空 地 (11)
- 構造、設備、敷地 (12)
- 防火地區 (13)
- 特殊地區 (14)
- 美觀地區 (15)
- 工事規定 (16)
- 既設物の制限 (17)
- 法の變更 (18)

- 制 裁 (19) (20)
- 制 裁 (21) (22)
- 願 訴 (23) (25)
- 適 用 區 域 (26)
- 道 路 の 定 義 (26)
- 3) 都市計畫委員會官制
 - 職 責 (1) (2)
 - 名 稱 配 置 (3) (4)
 - 議 決 事 項 (4) (5)
 - 組 織 (6) (7)
 - 委 員 (8) (9)
 - 會 長 (10)
 - 調 査 權 (11)
 - 會 議 (12) (14)
 - 常 務 委 員 (15)
 - 幹 事 (16)
 - 職 員 (17)

(備考) 括弧内の數字は夫々條文を表示する。

4) 臺灣都市計畫令 (昭和11年8月27日律令第2號)

第1章 總 則

- 第1條 本令ニ於テ都市計畫ト稱スルハ市街地ノ創設又ハ改良ノ爲ニ必要ナル交通、衛生、保安、經濟等ニ關スル重要施設ノ計畫ニシテ都市計畫區域ニ付施行スヘキモノヲ謂フ
- 第2條 都市計畫區域及都市計畫ハ臺灣都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ臺灣總督之ヲ決定ス
- 臺灣總督其ノ特別ノ事情ニ因リ時ニ急施ヲ要スト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ都市計畫區域又ハ都市計畫ヲ決定スルコトヲ得都府計畫區域又ハ都市計畫ノ變更ニシテ輕易ナルモノニ付亦同シ
- 臺灣總督前2項ノ決定ヲ爲シタルトキハ都市計畫區域及都市計畫ノ要領ヲ告示ス
- 第3條 臺灣都市計畫委員會ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第4條 都市計畫事業ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス
- 臺灣總督特別ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ田頭ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシム
- 都市計畫事業執行者ハ事業着手前共ニ實施計畫ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ
- 臺灣總督前2項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第5條 都市計畫事業ノ執行ニ必要ナル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國庫、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

臺灣總督必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

前項ノ負擔金ハ公共團體ヲ統轄スル行政廳都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

第6條 公共團體ハ前條ノ費用ニ充ツル爲メ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ都市計畫費ヲ賦課スルコトヲ得

第7條 都市計畫事業ノ執行ニ必要ナル費用ヲ負擔スル公共團體ニ對シ國庫、州又ハ廳地方費ハ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第8條 都市計畫事業ノ執行ニ因リ道路、廣場、河川、公園共ノ他公共ノ用ニ供スルモノノ全部又ハ一部ヲ廢止シタル爲メ不用ニ購シタル官有地ハ第5條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ無償ニテ之ヲ下付スルコトヲ得

第9條 第2條第3項ノ規定ニ依ル都市計畫ノ要領ノ告示アリタル後道路、廣場、河川、港灣、公園共ノ他臺灣總督ノ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニ必要ナル土地ノ廢城内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、増築、大修繕若ハ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加置シ又ハ知事若ハ廳長ノ指定スル土木土石ノ類ヲ採取セントスル者ハ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ知事又ハ廳長ノ前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得

第10條 道路、廣場、河川、港灣、公園共ノ他臺灣總督ノ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニ必要ナル土地、其ノ土地ニ定著スル物件ニシテ事業ノ爲メ必要ナルモノ及其次ノ土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノ及其次ノ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第11條 前條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外臺灣土地收用規則ヲ適用ス

第12條 公共團體ヲ統轄スル行政廳都市計畫事業執行ノ爲メ土地物件及土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用シタルトキハ其ノ權利ハ其ノ行政廳ノ統轄スル公共團體之ヲ取得ス土地、物件及土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ使用シタルトキハ其ノ使用權ニ付亦同シ

第13條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ都市計畫事業ニ因リ生ジタル營造物ノ管理者及管理方法ヲ指定スルコトヲ得

第14條 都市計畫ニ關スル調査ノ爲ニ必要ナルトキハ當該官更又ハ吏員ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ他人ノ土地ニ立入リテ測量若ハ調査ヲ爲シ又ハ已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ハ都市計畫事業執行者ノ爲ニ必要ナル場合又ハ都市計畫事業ノ執行ヲ出願セントスル者共ノ出願ノ爲ニ必要ナル場合ニ之ヲ準用ス

前2項ノ規定ニ依リ行爲ニ因リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ國庫、都市計畫事業執行者又ハ都市計畫事業ノ執行ヲ出願セントスル者ニ於テ其ノ損害ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ知事又ハ廳長之ヲ決定ス

前項ノ規定ニ不服アル者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

第15條 行政官廳又ハ都市計畫事業執行者ハ住所又ハ居所ノ不分明其ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ヨリ翌日ヨリ起算シ20日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ書類ノ到達アリタルモノト看做ス

第16條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金共ノ他費用ハ行政廳臺灣總督收規則ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ公共團體ヲ統轄スル行政廳ノ徵收スル徵收金ノ先取特權ノ順位並ニ其ノ追徴送付及時效ニ付テハ其ノ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依リ

第17條 行政官廳ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ申請ニ對シテ其ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ更ニシテ認可ヲ與ルコトヲ得

第18條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ左ノ地域又ハ地區ヲ都市計畫ノ施設トシテ設定スルコトヲ得

- 1. 住居地域、商業地域又ハ工業地域
- 2. 風致地區、美觀地區、防火地區又ハ風紀地區

臺灣總督ハ衛生、保安、經濟等ニ關シテ必要アリト認ムルトキハ前項第1號ノ各地域内ニ都市計畫ノ施設トシテ特別地區ヲ設定スルコトヲ得

第19條 住居地域内ニ於テハ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スル建築物ハ之ヲ建設スルコトヲ得ス

第20條 商業地域内ニ於テハ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スル建築物ハ之ヲ建設スルコトヲ得ス

第21條 ハ工場地域内ニ非サルレハ工場、倉庫其ノ他之ニ準スルキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第22條 前3條ノ規定スル建築物ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

第23條 臺灣總督ハ特別地區ニ關シ建築物ノ用途ニ付必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第24條 前5條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第25條 臺灣總督ハ風致地區内ニ於ケル土地ノ形質ノ變更、工作物ノ新築、改築、増築、大修繕若ハ除却、物件ノ附加増置、竹木土石ノ類ノ採伐其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行爲ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第26條 臺灣總督ハ美觀地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第27條 臺灣總督ハ防火地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ火災預防上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第28條 臺灣總督ハ風紀地區内ニ於ケル建築物又ハ營業ニ關シ風紀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第29條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物ハ其ノ敷地カ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サルレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第30條 建築線ハ都市計畫區域内ニ於ケル道路幅ノ境界線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ都市計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第31條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス

第32條 行政官廳ハ都市計畫區域内ニ於テ市街ノ構成上必要アリト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第33條 都市計畫區域内ニ於ケル道路ニシテ行政官廳ノ指定スルモノニ沿ヒテ建築物ヲ建築スル者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ存留又ハ之ニ準スル設備ヲ設クヘシ

第34條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備若ハ敷地又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第35條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他其ノ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第36條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第37條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物左ノ各號ノ1ニ該當スルトキハ行政官廳ハ其ノ建築物ノ除却、改築、修繕、使用停止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

- 1. 保安上危險ト認ムルトキ
- 2. 衛生上有害ト認ムルトキ
- 3. 本令ノ規定又ハ本令ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第38條 都市計畫區域ノ決定地域又ハ地區ノ設定其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物

カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必

要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團

體ヲシテ損失ヲ補償セシム

第14條第4項及第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第39條 建築主、建築工事副負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本章ノ

規定若ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ發スル處分ニ違反シタルトキハ二

千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第40條 前條ノ規定ハ同條ニ掲クル者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ

執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ懲

業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者共ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲

シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人共ノ他ノ從業者カ共ノ業務ニ

關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テササルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル

ルコトヲ得ス

第41條 本章ニ於テ道路ト稱スルハ第2條第8項、第49條第5項又ハ第58條第2項ノ規定

ニ依リ告示シタル道路及道路豫定地ヲ謂フ

第42條 本章ノ規定ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セ

サルモ設計アル建築物又ハ建築物ハ建築工事ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第43條 本章ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ臺灣總督之ヲ定ム

第44條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ都市計畫區域内ニ於テ區域ヲ指定シ本章ノ規定

ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第45條 本章ノ規定ノ一部ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ都市計畫區域ニ非サル地域ニ之ヲ

準用スルコトヲ得

第8章 土地區劃整理

第46條 本章ニ於テ土地區劃整理ト稱スルハ都市計畫區域内ニ於テテ市街地トシテ土地ノ

利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本章ノ規定ニ依リ土地ノ交換、分合、地目變更其ノ他ノ區劃

形質ノ變更又ハ道路、廣場、河川、公園等ノ設置變更若ハ廢止ヲ行フコトヲ謂フ

第47條 土地區劃整理ハ本章ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外土地ノ所有者ニ限リ之ヲ施行

スルコトヲ得

第4條第2項ノ規定ハ土地區劃整理ニ付テハ之ヲ適用セス

第48條 左ニ掲クル者ハ本章ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ土地ノ所有者ト看做ス

1. 永代借地権者

2. 臺灣官有財產管理規則第9條、第17條又ハ第21條ノ規定ニ依リ土地ノ賣却ノ豫約ヲ

受ケタル者

3. 臺灣官有森林原野及產物特別處分令第1條ノ規定ニ依リ土地ノ賣却ノ豫約ヲ受ケタル者

第49條 土地ノ所有者土地區劃整理ヲ施行セントストキハ設計書ヲ作り土地ニ付所有權

以外ノ登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意書ヲ添へ、數人共同シテ施行セントスル場合ニ

在リテテ前項ノ規定ニ依リ設計書ノ認可ヲ受ケルコトヲ得但シ同意書ヲ得ルコト能ハサルトキハ其

ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

設計書、規約若ハ土地區劃整理施行地區 (以下整理施行地區ト稱ス) ヲ變更シ、一人ニ

テ施行スル土地區劃整理ヲ變更シテ數人共同ノ施行ト爲シ又ハ事業ヲ停止若ハ廢止セント

スルトキハ之ニ關スル必要ノ事項ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ整理施行地區ノ變更ニ依リ新ニ整理施行地區ニ編入セザルベキ土地ニ付テハ第1

項ノ同意書ニ關スル規定ヲ準用ス

債務ノ分擔ニ關スル規約ノ變更事業ノ廢止又ハ整理施行地區ノ減少ノ認可ヲ受ケントス

ル場合ニ於テ土地區劃整理ノ爲ニ爲シタル借入金アルトキハ債權者ノ同意ヲ得ルコトヲ

要ス但シ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

臺灣總督第1項又ハ第2項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ旨及設計書ノ要領ヲ告示ス

設計書、規約若ハ整理施行地區ノ變更又ハ事業ノ停止若ハ廢止ハ前項ノ告示アル迄之ヲ

以テ第3項ニ對シテ施行スルコトヲ得ス

第50條 都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付テテハ東ノ整理施行地區内ノ土地ノ所

有者臺灣總督ノ指定スル期限内ニ土地區劃整理施行 (以下整理施行ト稱ス) ノ認可ヲ申

請セズ又ハ申請スルモ其ノ内容適當ナラフスト認ムルトキハ臺灣總督ハ行政廳ヲシテ都市

計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第51條 臺灣總督都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ノ施行ノ認可ヲ取消シタル場合

ニ於テテ行政廳ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第52條 都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急處

ヲ要スル場合ニ於テ土地ノ所有者ノ整理施行ノ認可ヲ申請シテ得ルコトヲ得

臺灣總督ハ行政廳ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第53條 前3條ノ規定ニ依リ整理施行ヲ命セラレタル行政廳ハ設計書及土地區劃整理施行

規程 (以下整理施行規程ト稱ス) ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受ケルコトヲ得

臺灣總督前項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ旨及設計書ノ要領ヲ告示ス

第54條 行政廳ノ施行スル土地區劃整理ニ要スル費用ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ整理施

行地區内ノ土地ノ所有者又ハ登記シタル地質權者、地上權者若ハ債權者ヲシテ其ノ全部

又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第5條第3項ノ規定ハ前項ノ負擔金ニ之ヲ準用ス

第55條 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他

ノ行爲ハ土地區劃整理施行地 (以下整理施行地ト稱ス) 又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付

權利ヲ有スル者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

- 第56條 整理施行地ノ所有者ニ屬スル土地區劃整理ニ關スル權利義務ハ土地ノ所有權ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス
- 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第48條ノ規定ニ依リ土地ノ所有者ト看做サレタル者ニ付テハ永代借地權又ハ臺灣管有財產管理規則若ハ臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依ル權利ヲ以テ土地ノ所有權ト看做ス
- 第57條 本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外整理施行地又ハ其上ニ存スル工物ニ付權利ヲ有スル者ハ整理施行ニ對シテ異議ヲ述ブルコトヲ得ス
- 第58條 第14條ノ規定ハ整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ第49條ニ規定スル土地區劃整理施行者(以下整理施行者ト稱ス)カ整理施行ニ關スル準備ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用ス
- 第59條 整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ整理施行者ハ整理施行地ヲ管轄スル漁業ニ關スル登錄官廳、土地登錄所管轄、戶口調査總所管轄、市役所又ハ街庄區役場ニ就キ無手数料ニテ土地區劃整理ニ關シ必要ナル簿書圖面ノ閲覧又ハ階級ヲ求ムルコトヲ得但シ漁業ニ關スル登錄官廳、土地登錄所管轄又ハ戶口調査總所管轄ハ必要アリト認キハ請求者ノ資格ニ關スル市尹街庄區長又ハ大正九年勅令第361號第2條ノ區長ノ證明書ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第60條 整理施行ノ爲有又ハ公共團體ノ所有ニ屬スル道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スルモノノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルニ因リ不用ニ歸シタル土地ハ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス
- 第61條 整理施行ニ依リ開設シタル道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スルモノト爲リタル土地ハ無償ニテ之ヲ管有地又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス
- 前項ノ規定ニ依リ管有地又ハ公共團體ノ所有地ニ編入セラレハキ土地ノ區分及範圍ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第62條 第15條ノ規定ハ住所又ハ居所ノ不分明其ノ他ノ自由ニ依リ第49條ニ規定スル整理施行者土地區劃整理ニ關スル書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ適用ス
- 第63條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ地租ニ付テハ臺灣總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 第64條 換地ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第70條第4項ノ告示ノ日ヨリ之ヲ從前ノ土地ト看做ス
- 前項ノ規定ハ行政上又ハ裁判上ノ處分ニシテ從前ノ土地ニ專屬スルモノニ影響ヲ及ボサス
- 第65條 整理施行者ハ整理施行ノ爲必要アルキハ整理施行地内ノ工物又ハ水石等ヲ變更、除却又ハ破壞スルコトヲ得
- 第14條第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
- 第66條 整理施行地ニ付漁業權存スル場合ニ於テハ漁業權者ニ對シ、漁業權及入漁權存スル場合ニ於テハ漁業權者及入漁權者ニ對シ整理施行者ハ整理施行ニ因リ生シスヘキ損害ヲ

補償スヘシ

- 第14條第4項及第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
- 第1項ノ規定ニ依ル補償ヲ受ケル權利ハ漁業權者及入漁權者共同シテ之ヲ有スルモノトス
- 整理施行者ハ第1項ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非サレハ工物ニ著手スルコトヲ得ス但シ其ノ損害ノ補償ヲ受ケル權利者ノ同意ヲ得タルトキ、臺灣都市計畫關係民法等特別第11條ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキ又ハ第2項ノ規定ニ依リ知事若ハ區長ノ決定シタル金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第67條 整理施行地内ノ土地又ハ其上ニ存スル工物ニ付權利ヲ有スル者ハ土地區劃整理ノ爲受ケタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ本令、規約又ハ整理施行規程ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第68條 整理施行地又ハ其上ニ存スル工物ニ付權利ヲ有スル者整理施行ノ認可若ハ整理施行地區變更ノ認可ノ告示又ハ第58條第2項ノ規定ニ依ル設計書ノ認可ノ告示アリタル後ニ於テ知事又ハ區長ノ許可ヲ得シテ土地ノ形質ヲ變更シ、工物ノ新築増築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加置シタルトキハ之ニ關スル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス前項ノ告示アリタル後ニ於テ土地又ハ其上ニ存スル工物ニ付權利ヲ取得シタル者ハ從前ノ權利者ノ爲シテ得ヘキ範圍内ニ於テ之ノ損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得
- 第69條 行政機關ハ其ノ施行スル土地區劃整理ノ爲必要アルトキハ換地豫定地及相當ノ期限ヲ指定シテ整理施行地内ニ於ケル建築物其ノ他ノ工物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命ジ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得
- 第70條 第8項乃至第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
- 行政執行法第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ行政執行法第1項ノ規定ニ依ル命令ヲ強制スル場合ニ之ヲ適用ス
- 第70條 換地ハ從前ノ土地ノ地目、地租、地位等ヲ標準トシテ之ヲ交付スヘシ但シ地目、地租地位等ヲ以テ相殺ヲ爲スコト能ハサル部分ニ關シテハ金錢ヲ以テ之ヲ代替スヘシ特別ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルモノノ處分ニ關シテハ規約又ハ整理施行規程ノ定ムル所ニ依ル
- 前2項ノ規定ニ依ル處分ハ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ
- 臺灣總督前項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ告示ス
- 第71條 前條ノ規定ニ依ル處分ハ整理施行地ノ全部ニ付工事完了シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ規約又ハ整理施行規程ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第72條 從前ノ土地ノ全部又ハ一部ニ付登記シタル所有權以外ノ權利又ハ處分ノ制限アルトキハ之ニ對スル換地ノ交付ハ其ノ權利又ハ處分ノ制限ノ目的タル土地又ハ其ノ部分ヲ指定シテ之ヲ爲スヘシ
- 第78條 臺灣總督第49條ノ規定ニ依リ爲カ設計書、規約又ハ法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ態アリト認ムルトキハ新築ノ停止ヲ命ジ又ハ整理施行ノ認可ヲ取消

朝鮮總督前2項ノ規定ニ依リ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス
 第4條 市街地計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス
 第5條 前條ノ規定ニ依リ市街地計畫事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ市街地計畫事業ニ因リ得シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ同條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
 第6條 道路、鐵路、河川、港灣、公園其ノ他朝鮮總督ノ定ムル施設ニ關スル市街地計畫事業ニ必要ナル土地、其ノ土地ニ定著スル物件ニシテ事業ノ爲ニ必要ナルモノ及共ノ土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
 第7條 前條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用令ヲ適用ス
 前項ノ規定ニ依リ土地收用令ヲ適用スル場合ニ於テハ第2條第1項ノ市街地計畫ノ決定ヲ以テ土地收用令第4條第1項ノ事業ノ認定、第8條第1項ノ規定ニ依ル告示ヲ以テ土地收用令第4條第2項ノ公告ト看ス
 第8條 第6條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ事業執行者ハ第8條第4項ノ規定ニ依リ告示アリタル後朝鮮總督ニ收用又ハ使用スヘキ土地物件又ハ權利ノ細目ノ告示ヲ申請スヘシ
 前項ノ規定ニ依ル告示アリタル後事業執行者2年以内ニ土地物件又ハ之ニ關スル權利ヲ取得セザルトキハ同項ノ規定ニ依ル告示ハ其ノ效力ヲ失フ但シ事業執行者カ土地收用令第9條ノ規定ニ依リ通知事ノ裁決ヲ求メタルトキハ此ノ限りニ在ラズ
 第9條 市街地計畫事業執行者土地收用令第19條第1項ノ規定ニ依リ補償金ノ拂渡又ハ供託ヲ爲サザルトキハ朝鮮總督ノ裁決及通知事ノ裁決ハ其ノ効力ヲ失フ但シ關係人カ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス
 第10條 第3條第4項ノ規定ニ依リ告示アリタル後第6條第1項ノ土地ノ境界内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ、工作物ノ新築政策地帯大修繕若ハ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加増設シ又ハ通知事ノ指定スル竹木土石ノ類ヲ採取セントスル者ハ通知事ノ許可ヲ受クヘシ
 通知事ノ前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命ズルコトヲ得
 第11條 第6條第2項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム
 第12條 朝鮮總督必要ト認ムルトキハ市街地計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得
 第13條 市街地計畫ニ關スル調査ノ爲ニ必要アルトキハ當該官吏又ハ吏員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ他人ノ土地ニ立入りテ、測量若ハ調査ヲ爲シ又ハ已ムコトヲ得ザルトキハ其ノ土地ニ存スル營造物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得市街地計畫事業執行者ニ於テ事業ノ爲ニ必要アルトキ亦同シ

第2部 都市計畫の法則及計畫準備

スコトヲ得、豫定ノ期間内ニ土地區劃整理ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキ亦同シ
 第74條 臺灣總督監督上必要アリト認ムルトキハ第49條ノ規定スル整理施行者ニ對シ設計書又ハ規約ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
 臺灣總督、知事又ハ廳長監督上必要アリト認ムルトキハ前項ノ整理施行者ヲシテ土地區劃整理事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ、每當該圖面、田納又ハ工事ノ檢査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 第75條 臺灣總督ノ處分ニシテ本章中他ノ條項ニ於テ告示ヲ必要トスル事項ニ相當スルモノニ付テハ臺灣總督之ヲ告示ス
 整理施行者ハ前項ノ告示アル迄其ノ受ケタル處分ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
 前2項ノ規定ハ臺灣總督ノ命令シタル停止處分ノ解除ニ之ヲ準用ス
 第76條 第49條第1項若ハ第8項ノ規定スル所有權以外ノ登記シタル權利ヲ有スル者ニシテ土地區劃整理ノ施行者ハ整理施行地區ノ變更ニ異議アルモノ又ハ同條第4項ノ債權者ニシテ債務ノ分擔ニ關スル規約ノ變更、事業ノ停止若ハ整理施行地區ノ減少ニ異議アルモノハ同條第5項ノ規定ニ依リ當該事項ノ告示ノ日ノ翌日ヨリ起算シ30日以内ニ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得
 前項ノ申請アリタル場合ニ於テ臺灣總督必要アリト認ムルトキハ其ノ目的タル土地ニ付土地區劃整理ノ施行ヲ停止スルコトヲ得
 第77條 整理施行ニ關シ設ケタル標識ヲ移轉、汚損、毀壞又ハ除却シタル者ハ50圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
 第78條 第49條ノ規定スル整理施行者本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ50圓以下ノ過料ニ處ス
 非訟事件手續法第206條乃至第208條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

5) 朝鮮市街地計畫令

第1章 總則

第1條 本令ニ於テ市街地計畫ト稱スルハ市街地ノ創設又ハ改良ノ爲ニ必要ナル交通、衛生、保安、經濟等ニ關スル重要施設ノ計畫ニシテ市街地計畫區域ニ付施行スヘキモノヲ謂フ
 第2條 市街地計畫區域及市街地計畫ハ其ノ區域ニ關係アル府會、邑會又ハ面協議會ノ意見ヲ聞キ朝鮮總督之ヲ決定ス
 朝鮮總督前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ市街地計畫區域及市街地計畫ノ要領ヲ告示ス
 第3條 市街地計畫事業ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス
 朝鮮總督特別ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ田區ニ依リ市街地計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得
 市街地計畫事業執行者ハ事業着手前ニ其ノ實施計畫ニ付朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ但シ事業執行者行政官廳時ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リ行爲ニ依リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ國又ハ事業執行者ニ於テ其ノ損害ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハササルトキ又ハ協議ヲ爲スニシテハササルトキハ通知等之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ不服アル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

第14條 行政官廳又ハ事業執行者ハ住所又ハ居所ノ不分明共ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ罰額ノ發付ヲ爲スニシテハササルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ書類ノ到達アリタルモノト看做ス

第2章 地域及地區ノ指定並ニ建築物等ノ制限

第15條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ住居地域商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第16條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地區内ニ之ヲ建築スルコトヲ得

第17條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得

第18條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得

朝鮮總督ニシテハ前項ノ建築物ニシテ衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ前項ノ地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

第19條 前3條ニ規定スル建築物ノ種類ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第20條 前4條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルコトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第21條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ風災地區ヲ指定シソノ地區内ニ於ケル土地ノ形質ノ變更、工作物ノ新築改築増築修繕若ハ除却、物件ノ附加増置、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風災維持ニ影響及ホス虞アル行爲ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第22條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第23條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ防火地區ヲ指定シ、其ノ地區内ノ防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ火災豫防上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

前項ノ地區内ニ於テハ建築物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シテ之ヲ設ケルコトヲ得

第24條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ風紀地區ヲ指定シ其地區内ニ於ケル建築物又

ハ營業ニ關シ風紀上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第25條 第15條、第18條第2項又ハ第21條乃至前條ノ規定ニ依リ地域又ハ敷地ノ指定、變更又ハ廢止ハ市街地計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

第26條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ其ノ敷地カ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得

但シ建築ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス

第27條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル道路幅ノ境界線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ市街地計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第28條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得

但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス

第29條 行政官廳ハ市街地計畫區域内ニ於テ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第30條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備若ハ敷地又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第31條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他其ノ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第32條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第33條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ行政官廳ハ其ノ建築物ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

1. 保安上危險ト認ムルトキ

2. 衛生上有害ト認ムルトキ

3. 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第34條 市街地計畫區域ノ決定若ハ變更、地域若ハ變更ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲ケル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ措置ヲ命スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府區面ヲシテ損失ヲ補償セシム

第35條 第13條第8項及第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

建築主、建築工事請負人、建築工事管理若ハ建築物ノ所有者若ハ占有者若ハ本令ノ規定若ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ2000圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第36條 前條ノ規定ハ同條ニ掲ケル者法人ナルトキハ理事事務締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ

關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者具ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ掲ケタル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサレノ限リ以テ處罰ヲ受ルルコトヲ得

第37條 本章ニ於テ道路ト稱スルハ幅員4メートル以上ノ道路及幅員4メートル未満ノ道路ニシテ土地ノ狀況ニ依リ行政官廳ノ認定シタルモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テテ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

第38條 本章ノ規定ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルニモトラザル

第39條 本章ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第40條 朝鮮總督必要ト認ムルトキハ市街地計畫區域内ニ於テ區域ヲ指定シ本章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第41條 本章ノ規定ノ一部ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ市街地計畫區域ニ非サル地域ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第3章 土地區劃整理

第42條 本章ニ於テ土地區劃整理ト稱スルハ土地ノ用途トシテノ利用ヲ格差スル目的ヲ以テ本章ノ規定ニ依リ土地ノ交換、分合、地目變更其ノ他ノ區劃形質ノ變更又ハ道路、限路、河川、公園等ノ設置變更若ハ廢止ヲ行フコトヲ謂フ

第43條 市街地計畫區域内ノ土地ニ付テハ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外朝鮮土地改良令ヲ準用ス

第44條 市街地計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付テハ其ノ施行區域内ノ土地ノ所有者ハ朝鮮總督ノ指定スル期限内ニ其ノ施行ノ認可ヲ申請スルヘシ

土地ノ所有者ガ前項ノ規定ニ依リ土地區劃整理施行ノ認可ヲ申請セ又ハ申請スルモ其ノ内容違當ナラズト認ムルトキハ朝鮮總督ハ行政官廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第45條 前條第1項ノ規定ニ依リ土地區劃整理施行ノ認可ヲ受ケタル者決定ノ期間内ニ土地區劃整理ヲ完了スルコト能ハスルト認ムルトキハ其ノ行爲カ事業計劃規程若ハ法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ認可ヲ取消シ又ハ事業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シタル場合ニ於テハ朝鮮總督ハ行政官廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第46條 天災等變其ノ他特ニ急遽ヲ要スル場合ニ於テ第44條第1項ノ規定ニ依リ土地ノ所有者ノ認可ヲ申請ラ俟ツ暇ナシト認ムルトキハ朝鮮總督ハ行政官廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施

行セシムルコトヲ得

第47條 行政官廳ハ其ノ施行スル土地區劃整理ノ爲必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ整理施行地區内ニ於ケル建築物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命シ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得

第48條 第2項乃至第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

行政執行令第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ行政官廳第1項ノ規定ニ依リ命令ヲ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第49條 第4條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ施行スル土地區劃整理ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ整理施行地區内ノ土地所有者又ハ關係人ヲシテ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第50條 本章ノ規定スルモノノ外行政官廳ノ施行スル土地區劃整理ニ付朝鮮土地改良令ヲ準用シ難キ事項ニ關シ必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第51條 本章ノ規定スル土地ノ所有者及關係人ノ意義ニ關シテハ朝鮮土地改良令ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令施行ノ期日ハ各規定ニ付朝鮮總督之ヲ定ム

6) 關東州計畫令 (昭和13年2月19日勅令第92號)

第1章 總 則

第1條 本令ニ於テ州計畫ト稱スルハ關東州ニ於ケル市街地ノ構成、農耕地ノ創設又ハ改良其ノ他土地ノ利用開發ノ爲ニ必要ナル公共ノ利益ト爲ルヘキ重要施設ノ計畫ヲ謂フ

第2條 州計畫及州計畫事業ノ決定ハ滿洲國陸軍部特命全權大使之ヲ爲ス其ノ變更及廢止ニ付亦同シ

第3條 州計畫ノ決定並ニ其ノ變更及廢止ニ付テハ關東州州計畫評議會ノ意見ヲ問クヘシ但シ大使受其ノ他特別ノ事情ニ因リ緊急ノ必要アリト認ムルトキ及輕微ナル變更ヲ爲サントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第4條 關東州州計畫評議會ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第5條 州計畫若ハ州計畫事業ヲ決定シ又ハ之ヲ變更シ若ハ廢止シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ス

第6條 州計畫事業ハ大使ノ定ムル所ニ依リ行政官廳之ヲ執行ス

法令又ハ政府ノ命令ニ依リ施行ノ義務アル事項ニ付テハ其ノ義務者ハ大使ノ認可ヲ受ケ州計畫事業トシテ之ヲ執行スルコトヲ得

前項ノ場合ヲ除ク外公共團體又ハ私人ハ大使ノ特許ヲ受ケ州計畫事業ヲ執行スルコトヲ得

大使ハ前二項ノ認可又ハ特許ニ必要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得

第7條 行政官廳州計畫事業ヲ執行セントスルトキハ大使前條ノ規定ニ依リ認可若ハ特

許ヲ爲シタルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ直ニ其ノ旨ヲ告示ス告示事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第8條 州計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ大使ノ定ムル所ニ依リ國庫又ハ關東州地方費、其ノ他ノ者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

第9條 大使必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ州計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第10條 第5條ノ規定ニ依ル州計畫事業決定ノ告示アリタル後道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他大使ノ指定スル施設ニ關スル州計畫事業ニ必要ナル土地ノ境界内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ、建築物共ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ新築、改築、増築、大修繕、移轉若ハ拆卸ヲ爲シ、物件ヲ附加増置シ又ハ大使ノ指定スル樹木土石ノ類ヲ採取セントスル者ハ關東州廳長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ大使ニ於テ許可ヲ要セズタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

關東州廳長官ハ前項ノ許可ニ州計畫事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得
關東州廳長官ハ第1項ノ規定又ハ前項ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前8項ノ許可、條件及命令ハ第1項ノ土地物件ノ權利ノ承繼人ニ對シテ亦其ノ效力ヲ有ス

第11條 州計畫若ハ州計畫事業ノ決定又ハ州計畫事業ノ執行ノ爲必要ナルトキハ當該官吏、吏員又ハ事業執行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ他人ノ占有スル土地ニ立入り調査若ハ測量ヲ爲シ又ハ之ガ爲已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第6條ノ認可又ハ特許ヲ受ケントスル者共ノ認可又ハ特許ノ申請ノ爲必要ナル場合ニ之ヲ準用ス

前2項ノ規定ニ依ル行爲ニ因リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ國庫若ハ關東州地方費、事業執行者又ハ第6條ノ認可若ハ特許ヲ受ケントスル者之ヲ補償スヘシ

第12條 州計畫事業ノ執行ニ付關東州土地收用令ヲ適用スル場合ニ於テハ州計畫事業ノ決定ヲ以テ同令第8條第1項ノ事業ノ認定、第7條ノ告示ヲ以テ同令第8條第2項ノ告示ト爲ス
州計畫事業トシテハ建築物地造成ノ爲取用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第13條 大使ハ州計畫事業ニ因リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得
大使ハ前項ノ營造物ノ維持管理ニ關シ必要ナル定メ爲スコトヲ得

第14條 住所又ハ居所ノ不明其ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ

書類ノ送付ヲ爲スルコト能ハサルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ
前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ前項ノ書類ノ到達アリタルモノト爲ス

第15條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ關スル負擔金ヲ滞納スル場合ニ於テハ行政官廳又ハ公共團體ハ國稅徴収ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ徴収金ノ先取特權ノ限位、追徴、還付及時效ニ付テハ徴収者カ行政官廳ナル場合ニ於テハ國ノ徴収金、公共團體ナル場合ニ於テハ其ノ公共團體ノ徴収金ノ例ニ依ル

第16條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外州計畫又ハ州計畫事業ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第2章 土地ノ利用開發ノ統制

第17條 大使ハ土地ノ用途ヲ統制スル爲居住地域、商業地域、工業地域又ハ農業地域ヲ設定スルコトヲ得

居住地域内ノ土地ハ住居ヲ容ルル爲アル用途ニ、商業地域又ハ工業地域内ノ土地ハ夫々商業又ハ工業ノ利便ヲ容ルル爲アル用途ニ、農業地域内ノ土地ハ農業、林業、牧畜業、鹽業其ノ他原始産業ノ利便ヲ容ルル爲アル用途ニ之ヲ供スルコトヲ得

第18條 大使ハ衛生、保安、經濟等ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ各地域内ニ特別地區ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ特別地區ノ種類ハ大使之ヲ定ム

第19條 大使ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ景觀ヲ保存スル必要アリト認ムルトキハ景觀地區ヲ設定スルコトヲ得

第20條 大使ハ建築物共ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ敷地トシテ土地ヲ使用スル場合ニ於テ其ノ面積若ハ敷地面積内ニ存セシムヘキ空地又ハ建築物共ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ位置、高さ、構造若ハ設備ヲ統制スル爲必要ナル區域ヲ設定スルコトヲ得

第21條 大使ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ區域内ニ特別地區ヲ設定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物共ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ敷地若ハ敷地面積ニ存セシムヘキ空地ノ最小限度又ハ建築物共ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ高さノ最低限度若ハ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ特別地區ノ種類ハ大使之ヲ定ム

第22條 第17條乃至前條ノ規定ニ依ル地域、區域及地區（特別地區ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ設定ハ州計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ其ノ變更又ハ廢止ニ付又同シ

第23條 大使ハ建築物共ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ配置ヲ統制スル爲第20條ノ區域内ニ建築物ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ建築物ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第24條 第17條乃至第21條ノ地域、區域又ハ敷地面積内ニ於ケル土地又ハ建築物共ノ他ノ地上物件ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニ付テハ本令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外大

他之ヲ定ム

第25條 土地ノ使用左ノ各號ノ1ニ該當スルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ土地ノ區劃形質ノ變更、建築物ノ除却、改築、修繕、使用禁止若ハ使用停止又ハ地上物件ノ除去其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

1. 保安上危險ト認ムルトキ
2. 衛生上有害ト認ムルトキ
3. 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
4. 地域、區域又ハ地區ノ設定其ノ他ノ場合ニ於テ從來ノ土地ノ使用カ本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反スルニ至リタルトキ

第10條第4項ノ規定ハ前項ノ命令ニ之ヲ準用ス

第1項第4號ノ規定ニ依リ措置ヲ命スルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ通常生スルキ損害ヲ補償ス

第26條 本章ノ規定ハ大使ノ定ムル所ニ依リ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ニシテ工事中ノモノ又ハ工事ニ著手モササルモ設計アルモノニ之ヲ準用スルコトヲ得

第8章 土地整理

第27條 本章ニ於テ土地整理ト稱スルハ土地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本章ニ依リ左ノ各號ノ1ニ該當スル事項ヲ行フコトヲ謂フ

1. 土地ノ交換、分合、地目變換、區劃形質ノ變更又ハ水面ノ埋立若ハ平拓
2. 道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溝池、公園等ノ新設、變更又ハ廢止
3. 前2號ノ事項施行ノ爲若ハ施行ノ結果又ハ土地整理ニ附隨シテ行フ土地整理施行地(以下整理施行地ト稱ス)ノ利用上必要ナル設備又ハ工事

第28條 土地整理ハ州計畫事業トシテ施行スル場合ヲ除クノ外大使ノ定ムル所ニ依リ土地ノ所有者其ノ他ノ權利者ニ限リ之ヲ施行スルコトヲ得

第29條 第6條第3項ノ規定ハ土地整理ニ付テハ私人ニ之ヲ適用セス

第30條 第28條ノ土地ノ所有者其ノ他ノ權利者土地整理ヲ施行セントスルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ

第31條 大使前條ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ス

第32條 州計畫事業トシテ土地整理ヲ施行スル場合ニ於テ大使必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ土地整理區域(以下整理區域ト稱ス)内ノ土地ノ所有者其ノ他ノ權利者ヲシテ第8條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第33條 整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ大使ノ定ムル場合ヲ除クノ外整理施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

第34條 第11條ノ規定ハ行政官廳土地整理ニ關スル調査ノ爲必要アル場合、第30條ノ認可ヲ受ケタル者其ノ認可ノ申附ノ爲必要アル場合又ハ第80條ノ規定ニ依リ土地整理施行者(以下整理施行者ト稱ス)整理施行ノ準備ノ爲必要アル場合ニ之ヲ準用ス

第35條 整理施行者ハ整理施行ノ爲必要アルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ整理區域内ノ地

建築物其ノ他ノ地上物件ヲ移轉シ、除却シ又ハ破毀スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ因リ通常生スルキ損害ハ大使ノ定ムル所ニ依リ整理施行者之ヲ補償スヘシ

第36條 州計畫事業トシテ土地整理施行ノ爲必要アルトキハ行政官廳ハ大使ノ定ムル所ニ依リ整理區域内ニ於ケル建築物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シテ其ノ移轉ヲ命シ又ハ其ノ占有者ニ對シテ立退ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ因リ通常生スルキ損害ハ大使ノ定ムル所ニ依リ州計畫事業執行者之ヲ補償スヘシ

第37條 整理施行地ニ付漁業權存スル場合ニ於テハ整理施行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ漁業權者ニ對シテ整理施行ニ因リ通常生スルキ損害ヲ補償スヘシ

整理施行者ハ前項ノ規定ニ依リ損害ヲ補償ヲ爲シタル後ニ非サレハ工事ニ著手スルコトヲ得ズ但シ其ノ損害ノ補償ヲ受ケル權利者ノ同意ヲ得タルトキ又ハ第50條ノ規定若ハ大使ノ定ムル所ニ依リ補償金ノ供託ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第38條 整理施行區域内ノ土地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ土地整理ノ爲受ケタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ズ但シ本章又ハ本章ニ基キテ發スル命令ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第39條 土地整理施行ノ爲道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溝池、公園等ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ因リ不用ニ歸シタル區域有地ハ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス

土地整理施行ニ依リ開設シタル道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溝池、公園等ニシテ長有ニ關スル土地ハ無償ニテ之ヲ國有地ニ編入ス但シ大使ニ於テ特ニ指定スル土地ハ此ノ限ニ在ラス

第40條 換地ハ從前ノ土地ノ地目、地積、等位等ヲ標準トシテ之ヲ交付スヘシ但シ地目、地積、等位等ヲ以テ相殺ヲ爲スルコト能ハサル部分ニ關シテハ金錢ヲ以テ之ヲ清算スヘシ特別ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル土地ハ此ノ限ニ在ラス

整理施行者カ大使又ハ關東州廳長官以外ノ者ナルトキハ前2項ノ規定ニ依リ處分ハ大使ノ認可ヲ受クヘシ

大使又ハ關東州廳長官第1項及第2項ノ處分ヲ爲シ又ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第41條 從前ノ土地ノ全部又ハ一部ニ付登記シタル所有權以外ノ權利又ハ處分ノ制限アルトキハ之ニ對スル換地ノ交付ハ其ノ權利又ハ處分ノ制限ノ目的タル土地又ハ其ノ部分ヲ指定シテ之ヲ爲スヘシ

第42條 換地ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第40條第4項ノ告示ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ之ヲ從前ノ土地ト看做ス

前項ノ規定ハ行政上又ハ裁判上ノ處分ニシテ從前ノ土地ニ專屬スルモノニ影響ヲ及ボサ

第42條 賃借地ニ付土地整理施行ニ因リ賃借ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ賃借人ハ整理施行者ニ對シ解除ニ因リ生シタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ賃借人ニ對シ損害ノ補償ヲ爲シタルトキハ整理施行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ賃借人ニ對シ求償スルコトヲ得

第44條 土地整理施行ニ因リ賃借地ノ利用ヲ妨ケラレルトキハ賃借人ハ借賃ノ相當ノ減額又ハ前拂シタル借賃ノ相當ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

土地整理施行ニ因リ著シク賃借地ノ利用ヲ増シタルトキハ賃借人ハ借賃ノ相當ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ賃借人ハ契約ノ解除ヲ爲シ其ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

第45條 土地整理施行ニ因リ地上権、永小作權又ハ地役權ヲ設定シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ地上権者、永小作權者又ハ地役權者ハ其ノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得

第46條 整理施行ニ因リ前項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ適用ス

第47條 整理施行地ノ上ニ存スル地役權ハ整理施行ノ後仍舊前ノ土地ノ上ニ存ス

土地整理施行ニ因リ地役權者カ其ノ權利ヲ行使スル利益ヲ受クルコトヲ要セサルニ至リタルトキハ其ノ地役權ハ消滅ス

土地整理施行ニ因リ従前ト同一ノ利益ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル地役權者ハ其ノ利益ヲ存スル範圍内ニ於テ地役權ノ設定ヲ請求スルコトヲ得

第47條 第44條ノ規定ハ地上権、永小作權又ハ地役權ニ之ヲ準用ス

第48條 第45條乃至前條ノ規定ニ依リ賃借借ノ解除、地上権若ハ永小作權ノ拋棄、地役權ノ拋棄若ハ設定又ハ借賃、地代、小作料若ハ地役ノ對價ノ減額、拂戻若ハ増額ノ請求ハ第49條第4項ノ告示ノ日ノ翌日ヨリ起算シ80日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得

第49條 整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物カ登記シタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第35條第2項、第36條第2項、第38條又ハ第40條第1項若ハ第2項ノ規定ニ依リ拂渡スヘキ金銭アルトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ但シ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物ニ付前記ノ權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物カ訴訟ノ目的タル爲訴訟當事者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

登記シタル先取特權者、質權者若ハ抵當權者又ハ訴訟當事者ハ前2項ノ規定ニ依リ供託シタル金銭ニ對シテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

前8項ノ規定ハ第34條ノ規定ニ依リ拂渡スヘキ金銭アル場合ニ之ヲ準用ス

第50條 整理施行地ニ付存スル漁業權カ登録シタル先取特權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第37條ノ規定ニ依リ補償金ヲ拂渡スヘキトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ

但シ先取特權者又ハ抵當權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ整理施行地ニ付存スル漁業權カ訴訟ノ目的タル爲訴訟當事者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

登録シタル先取特權者若ハ抵當權者又ハ訴訟當事者ハ前2項ノ規定ニ依リ供託シタル金銭ニ對シテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第51條 教人共同シテ土地整理ノ施行スル場合ニ於テ共同施行者カ其ノ事業ノ爲ニ爲シタル借入金、其ノ利息共ノ他土地整理ノ施行ニ因リテ生シタル債務ニ付テハ共同施行者連帯シテ其ノ責ニ任ス但シ大使別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

國ハ前項ノ責ニ任セス

第52條 土地整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ整理施行者ハ整理施行地ヲ管轄スル登記所ニ就キ無手数料ニテ土地整理ニ關シ必要ナル證書圖面ノ閲覧又ハ謄寫ヲ請求スルコトヲ得但シ登記所ハ必要アリト認ムルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ請求者ノ資格ニ關スル證明書ヲ提出セシムルコトヲ得

第53條 整理施行區域内ノ土地及其ノ上ニ存スル建物ノ登記ニ付テハ大使ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第54條 土地整理ノ施行ニ關シ整理施行地ノ所有者共ノ他ノ權利者ニ屬スル權利義務ハ當該權利ト共ニ其ノ承継人ニ移轉ス

本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲シタル處分、手続其ノ他ノ行爲ハ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル物件ニ付權利ヲ有スル者ノ承継人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第55條 本章ニ定ムルモノノ外土地整理ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

附 則

その2. 都市計畫の財政

(本邦、特に内地に於ける例について)

1. 國庫並に府縣の補助金及固有河岸地の交附
都市計畫事業の財源としては當然「國庫並に府縣の補助金」が數へられる。又不用に歸したる「固有河岸地」も實例としては稀であるが財源となり得る。(法9)
2. 特別財源乃至此に準ずべきもの
法律上特惠的に與へられたる諸權限「都市計畫特別税」、「超過収用(法16)



都市計畫及國土計畫 [日本工學全集]

昭和16年10月1日 印刷
昭和16年10月10日 發行

著者 石川榮 隆

著作 倉橋藤治郎

東京市神田區旗籠町三ノ四

發行所
(110521)

工業圖書株式會社

東京市神田區旗籠町三ノ四

電話 下谷 0288, 4817番

振替 東京 61717番

配給元 印刷所
日本出版印刷株式會社
東京市神田區旗籠町三ノ四
電話 下谷 0288, 4817番

JES-A5

定價 6圓50錢